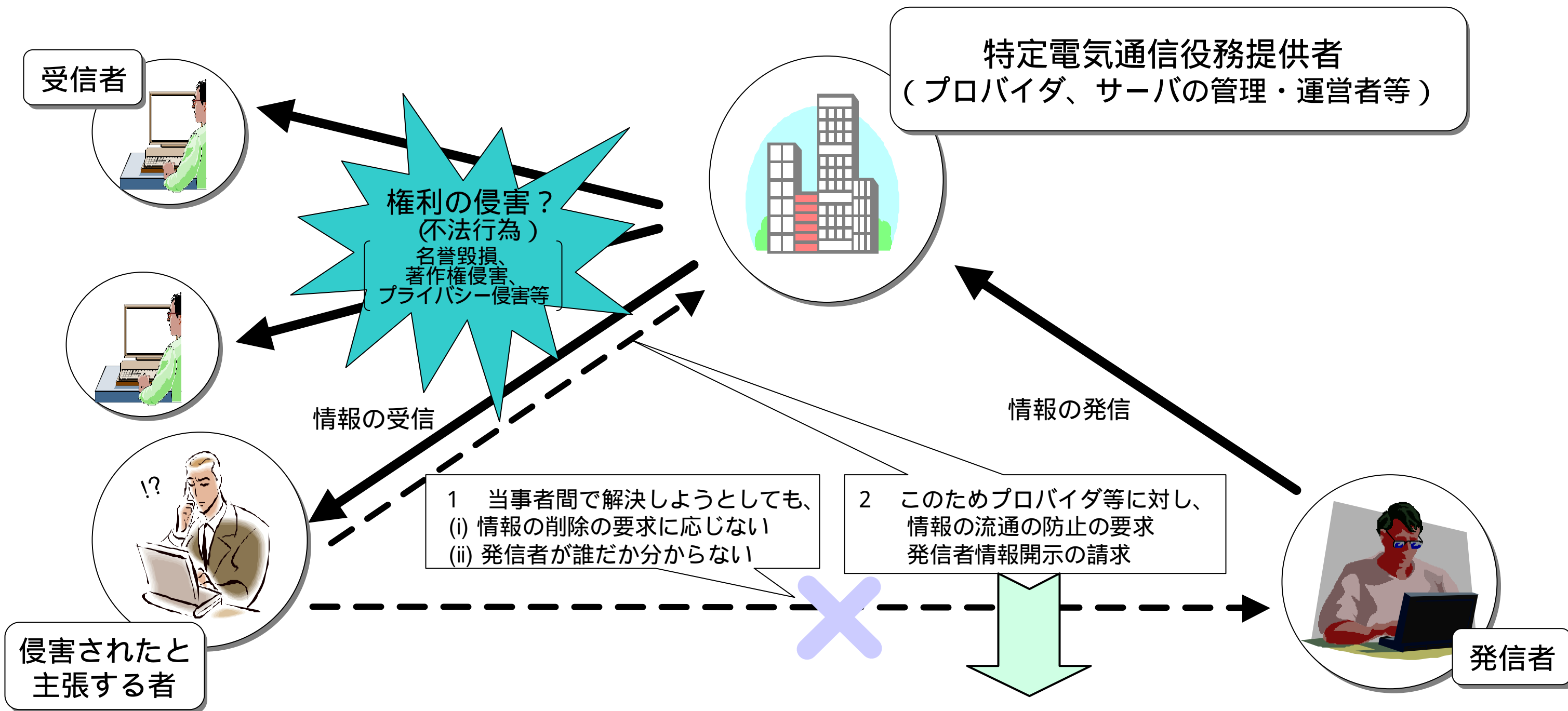


特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法)

プロバイダ等の自主的対応を促すための環境整備の必要性



(a) 情報の違法性の判断が困難等自主対応による措置の責任が不明確な場合がある

(b) 民事事件ではほとんど発信者情報の開示はされず、被害者救済が困難なことがある

➡ プロバイダ等による自主的対応を促し、その実効性を高める環境整備の必要

プロバイダ等の責任の明確化 — 送信防止措置 —



被害者 (侵害されたとする者) に対する責任

以下の、の場合でなければ、**責任なし**

他人の権利が侵害されていることを知っていたとき

違法情報の存在を知っており、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき

プロバイダ等による対応

削除せず

削除

発信者に対する責任

以下の、の場合には、いずれも**責任なし**

他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき

権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がない場合

プロバイダ等の責任の明確化 — 発信者情報開示 —

